

## 事前評価及び情報の提供に関する資源有効利用促進法上の規定

### リデュース配慮設計

ユニット形エアコンディショナの製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年三月二十八日経済産業省令第六十三号）（抄）

（事前評価）

第七条 事業者は、ユニット形エアコンディショナの設計に際して、ユニット形エアコンディショナに係る使用済物品等の発生を抑制するため、第一条から第四条<sup>注1)</sup>までの規定に即して、あらかじめユニット形エアコンディショナの評価を行うものとする。

- 2 事業者は、前項の評価を行うため、ユニット形エアコンディショナの種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする。
- 3 事業者は、第一項の評価を行うに際し、必要な記録を行うものとする。

注1) 第一条・・・原材料等の使用の合理化  
第二条・・・長期間の使用の促進  
第三条・・・修理に係る安全性の確保  
第四条・・・修理の機会の確保

（情報の提供）

第八条 事業者は、ユニット形エアコンディショナの構造、修理に係る安全性その他のユニット形エアコンディショナに係る使用済物品等の発生の抑制に資する情報の提供を行うものとする。

### リユース・リサイクル配慮設計

パーソナルコンピュータの製造の事業を行う者の再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年三月二十八日経済産業省令第七十七号）（抄）

（事前評価）

第七条 事業者は、パーソナルコンピュータの設計に際して、パーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、第一条から第四条<sup>注2)</sup>までの規定に即して、あらかじめパーソナルコンピュータの評価を行うものとする。

- 2 事業者は、前項の評価を行うため、パーソナルコンピュータの種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする。

3 事業者は、第一項の評価を行うに際し、必要な記録を行うものとする。

- 注2) 第一条・・・原材料の工夫  
第二条・・・構造の工夫  
第三条・・・分別のための工夫  
第四条・・・処理に係る安全性の確保

(情報の提供)

第八条 事業者は、パーソナルコンピュータの構造、使用される密閉形蓄電池その他の部品等の取り外し方法、部品等の材質名その他のパーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用の促進に資する情報の提供を行うものとする。